

第21回国土審議会 水資源開発分科会

令和3年3月19日

【藤川水資源政策課長】 それでは、定刻になりましたので、国土審議会水資源開発分科会を開会させていただきます。

私は本日、進行を務めさせていただきます、水資源政策課長の藤川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は15時から18時までの3時間を予定しております。

議事に入ります前に、委員の皆様を御紹介させていただきます。資料1の水資源開発分科会名簿をご覧ください。

それでは、会場の委員からご紹介させていただきます。渡邊紹裕委員でございます。

【渡邊分科会長】 渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

【藤川水資源政策課長】 次に、ウェブ参加の委員の皆さんをご紹介させていただきます。委員、特別委員の順で五十音順に、木場弘子委員でございます。

【木場委員】 木場でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【藤川水資源政策課長】 石井晴夫特別委員でございます。

【石井特別委員】 石井晴夫です。どうぞよろしくお願いいたします。

【藤川水資源政策課長】 沖大幹特別委員でございます。

【沖分科会長代理】 沖でございます。よろしくお願いいたします。

【藤川水資源政策課長】 小浦久子特別委員でございます。

【小浦特別委員】 小浦です。よろしくお願いいたします。

【藤川水資源政策課長】 清水義彦特別委員でございます。

【清水特別委員】 清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【藤川水資源政策課長】 滝沢智特別委員でございます。

【滝沢特別委員】 滝沢です。よろしくお願いいたします。

【藤川水資源政策課長】 立川康人特別委員でございます。

【立川特別委員】 立川です。よろしくお願いいたします。

【藤川水資源政策課長】 古米弘明特別委員でございます。

【古米特別委員】 古米です。よろしくお願いいたします。

【藤川水資源政策課長】 増子敦特別委員でございます。

【増子特別委員】 増子です。よろしくお願いいたします。

【藤川水資源政策課長】 ありがとうございます。なお、辻村特別委員におかれましては、途中よりご参加とお伺いしております。また、大瀧特別委員におかれましては、所要によりご欠席とお聞きしております。

次に、会議の成立状況でございますけれども、本日の会議には、現時点で委員、特別委員の12名中10名の出席でございます。2分の1以上が出席となっていることから、国土審議会令第5条第1項及び第3項の規定に基づき、会議は有効に成立していることをご報告させていただきます。

なお、事務局側の出席者につきましては、座席表でご確認いただければと存じます。

それでは、議事に先立ちまして、水資源部長の若林よりご挨拶申し上げます。

【若林水資源部長】 水資源部長の若林でございます。

委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中、また、コロナ禍におきまして、第21回国土審議会水資源開発分科会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。1都3県における緊急事態宣言は解除されることが決定されたところでございますが、引き続き、感染拡大防止に取り組む必要があると考えております。

我が国におきまして、こういった状況下において、特に意識することなく手洗いに必要な水が入手できることのありがたさが実感されたのではないかと考えております。一方で、地球温暖化に伴う気候変動による影響が顕在化しており、毎年のように、全国各地で水害が発生し、甚大な被害が生じており、渇水や水害など、様々なリスクに対応することが求められているのではないかと考えております。

さて、リスク管理型の水資源開発基本計画の見直しにつきましては、平成29年5月に国土審議会からいただきました答申を踏まえまして、平成31年4月に渇水が頻発する吉野川水系の水資源開発基本計画を閣議決定したところでございます。次に、首都圏を抱えます利根川水系及び荒川水系の計画見直しに着手し、6回にわたりまして、利根川・荒川部会でご審議いただいた結果、本日ご説明いたします、次期計画（案）をとりまとめたところでございます。

これを受けまして、本日、ご案内させていただきますとおり、次期計画（案）について、ご審議をいただきたいと考えているところでございます。

本日、できるならば、分科会として次期計画（案）をとりまとめたいただければ、大変

ありがたいと思っておりますが、いずれにいたしましても、活発なご審議をお願いできればと考えております。

本日は長時間でございますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

【藤川水資源政策課長】 それでは、早速でございますけれども、渡邊分科会長から一言ご挨拶をいただきますとともに、これからの進行につきましても、お願いいたしたく存じます。渡邊分科会長、どうぞよろしく願いいたします。

【渡邊分科会長】 皆さんこんにちは。熊本大学の渡邊でございます。年度末のお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。私はほぼ1年前に、分科会長を沖先生の後任としてお引受けいたしました。それから初めての会合になろうかと思っております。もともと不慣れでございますが、沖先生には分科会長代理として継続してサポートしていただきますし、委員の皆様方からご支援、ご協力いただき運営していきたい、会議の進行をしていきたいと考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、わざわざ申し上げることではないですけど、最近、大型の水害が続くこともあっては、一般的には治水が注目されている状況かと思いますが、利水、水資源管理も継続して重大な課題であることには間違いのないと思います。それも、今回、検討することになる気候変動や、それに伴う大きなリスクなどにどう対応するかということも含めまして、改めて水資源の課題をきちんと理解して、具体的なプランをまとめていくということが大事かと思っております。この席についております。どうぞよろしく願いします。

では、ここからは座って進行させていただきます。

それでは、早速、本日の議事に入りたいと思います。議事は次第にありますとおり、2つ予定されています。限られた時間ですが、効率的な進行に努めていきたいと思っておりますので、どうぞご協力よろしく願いいたします。

まず、議事の1、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」の全部変更について、議事を進めたいと思います。この件につきましては、水資源開発促進法第4条第5項におきまして、準用する同条第1項の規定に基づき、国土交通大臣から国土審議会に意見が求められ、令和元年6月7日に国土審議会議長から本分科会に検討が付託されております。これを受けまして、令和元年6月10日付けで、分科会長より水資源開発分科会における部会設置要綱に則り、利根川・荒川部会に対して、利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の変更について、調査検討を依頼したところでございます。

利根川・荒川部会におきましては、約1年7か月をかけて、6回にわたり、丁寧に調査

審議を行っていただき、先日、次期計画の案が取りまとめられまして、本日、その結果をご報告いただくということとしております。

今日の進め方としては、まず、利根川・荒川部会の沖部会長から、部会における調査審議の経過と結果を報告していただきます。次に、事務局より部会で審議された次期計画(案)について、説明していただきたいと思います。その後、委員の皆様からご意見をいただき、ご審議をお願いしたいと思っています。このような進め方にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、そのようにさせていただきます。

それでは、早速ですが、沖部会長、ご報告どうぞよろしくお願いいいたします。

【沖分科会長代理】 ありがとうございます。それでは、お手元の資料の2-2、並びに資料2-3を用いまして、概要についてお話しさせていただきたいと思います。と申しましても、概要全体がどういう内容になっているかという点につきましては、資料2-3として、非常に高密度でまとまっており、この後、事務局から丁寧にご説明いただき、また、後半では本文についてご説明いただくということで、私からは委員の先生方、吉野川のフルプランにつきましてもご審議いただいた方がほとんどではないかと思しますので、吉野川とどこが違うのか、あるいは、そもそも現行のフルプランとどこが違うのかという点につきまして、資料2-2を用いてご説明させていただきたいと思います。

資料2-2、現行計画からの見直しのポイントですが、まず、基本的な考え方は大きく変わっているわけではございませんで、水供給をめぐるリスクに対応するための計画であること、それから、もちろん現行からは大きく違うわけですが、従来からそういう考えがなかったわけではありませんけれども、平成29年の更新を受けてリスク管理型になったことです。それから、リスク管理型になったということは、水供給の安全度を確保するための計画になり、そして、既存施設の徹底活用ということで、新規の利水施設、あるいは、水管理施設を作るだけというよりは、既存の施設とその運用によってリスクを減らしていき、そして、究極に安全で安心できる水を安定して利用できる仕組みを作って、水の恵みを将来にわたって享受できる社会の構築に貢献しようというのが今回のフルプランの心でございます。

新たな計画では、まず、供給の目標として、発生頻度は低いけれども、水供給に影響が大きいリスク、危機的な渇水等、あるいは自然災害というのを追加しています。また、需要と供給の両面に存在する不確定要素を踏まえて、需給バランスの点検を行って計画を策定することにしています。それから、ソフト対策、いわゆる施設によらない上手な管理運

営によって供給の目標を達成するための対策として計画に計上しているということ、それからP D C Aサイクル、P l a n、D o、C h e c k、A c t i o nですけれども、そういうサイクルを導入して、やってみて何か問題がないか、そして、それに応じて次の計画を策定するといったサイクルを導入するということを書いています。

また、本文の構成といたしましては、目を通された方はお気づきになったと思いますが、新たに前文を追記しまして、そこでフルプランの気持ち、どういう社会をつくりたいのかということを書いています。また、利根川・荒川水系の特徴、これは従来もありますけれども、大規模自然災害や水資源開発等の老朽化に伴う大規模な事故等、水資源をめぐる新たなリスクや課題の概要、リスクマネジメントに基づく、先ほど申し上げましたP D C Aサイクルなどを前文に記載しております。

本文に関しましては、これは法令の定めるとおりで、まずは水の用途別の需要の見通し、ただし、従来のように、1つの数字、小数点2桁までを関係者で合意を取ってということではなくて、現状と将来の変化について、需要が増えた場合、そして、需要が低下した場合という数値を比較して、それが供給可能な量と照らして、どの程度であろうかという評価を記載する形になっております。また、対象とする渇水は、10箇年第1位相当の渇水に加えまして、危機的な渇水、リスク管理ですので最悪な事態、本当の最悪というのはなかなか想定が難しいわけですが、考え得る中で一番危機的な渇水というものを追記しております。また、渇水に対する目標としましては、安定な水の利用を可能にする、施設的にも運用的にも可能とするような10年に一度の渇水というものと、先ほど申し上げました考え得る危機的な渇水というのを分けて記載しています。危機的な渇水では、なかなか普段通りの水利用というわけにはいかないかもしれませんが、生活・経済活動に重大な影響を生じさせない必要最低限の水は確保しようという目標を設定しております。また、大規模自然災害や施設の老朽化に対する目標も追記しています。

法令の定めに従って、その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項といたしましては、リスク管理型の計画として、構成を大幅に変更しております。内容的には、読みやすくするための修正について、かなり委員の先生方から意見を頂戴し、組み替えられた分、少し前との整合性を取るのが難しいかもしれませんが、全体として読んでいただけるような内容になっているのではないかと思います。

それから、令和12年度における将来の水の用途別の供給可能量と需要の見通しの比較を都県別にも記載しております。そして、危機時に関しても、事前の対応と柔軟な対応を

記載した点、また、気候変動リスクへの対応、それから、2015年の水循環基本法に伴う水循環政策との整合、あるいは、先端技術の活用による社会課題への対応などといった今日的なトピックも記載しております。

さらには、先ほどのPDCAサイクルを記載して、その具体化としまして、おおむね5年を目途に計画を点検し、必要に応じて計画の見直しを行うということも記載しております。

次のページをお願いいたします。そして、さらには、吉野川水系における水資源開発基本計画に検討を加えた事項といたしましては、まず、菅総理が官房長官時代から1つの目玉として推進されています、事前放流と既存ダムの有効活用という大きな課題がございますので、それに対する目配せも組み入れています。それから、菅総理が所信表明演説でおっしゃった、脱炭素化に向けた取組及び持続可能な開発目標の達成に向けた取組を踏まえるといった、水資源開発基本計画が水資源だけの話ではなくて、より広い、安全で快適で幸せな社会をつくる一部として機能するということが分かるような記述にしております。

また、機能向上のための例示としまして、ダム再生、あるいは耐震対策等も記載しておりますし、老朽化する水インフラの維持管理及び更新に関して、ライフサイクルコストの縮減や年ごとの費用の平準化を考慮するといった、現在、求められています点についても加えております。

また、先ほどの危機時にも水供給施設が機能不全に陥らないための対策として、老朽化対策、また、自然災害も耐震に関しましてはこれまで着々と進めてきたところですが、耐水対策ということで、暴風に伴って、風水害に伴う水供給のリスクということに関しても、計画的に推進するということを明示的に入れました。また、地域の実情に応じた配慮事項としましては、現在、利根川・荒川流域で大規模経営体の増加や気候変動の影響などによる営農形態に伴って、水利用がどう変わっていくかということについて注視するといったことを記載しております。また、先ほどの先端技術につきましても、AI技術等やIoTといったことを記載したという点が、吉野川から現在までの僅か数年間の違いではありませんけれども、社会の趨勢に応じた計画としたという点が一番大きく違うかと思えます。

そういう点を踏まえてまとめましたのが、本日、お示ししております案でございますので、部会としましては、一生懸命に議論し、これでよろしいのではないかとということでまとめさせていただいておりますが、本日、委員の先生方の忌憚のないご意見を踏まえて、審議いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

【渡邊分科会長】 沖部会長、どうもありがとうございました。丁寧にご審議いただき、おまとめいただいた案につきまして、そのポイントを分かりやすくご説明いただきました。大変ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、議事1につきまして、2つに分けて審議をしていきたいと思えます。まず初めに、現行計画の総括評価、それから次期計画における水需給バランスの点検及びハード対策、ソフト対策について、事務局からご説明をお願いいたします。事務局、よろしく願いいたします。

【竹島水資源計画課長】 水資源計画課長の竹島でございます。

先ほど、沖部会長から今回の新たな計画（案）につきまして、そのポイントを簡潔にご報告いただきましたが、私からは、その詳細についてご説明をさせていただきます。お手元の資料の2-3につきましては、次期計画（案）の概要を取りまとめたものでありまして、今後、計画を説明する際などに活用することを想定しています。具体的内容については、資料3、資料4を用いて、新たな計画（案）の検討の流れに沿ってご説明をさせていただきます。

まず、現行計画の総括評価（案）についてご説明をいたします。総括評価（案）自体は分厚い資料3-1でございますけれども、ここでは概要を取りまとめた資料3-2を用いてご説明をいたします。よろしく願いいたします。

1 ページ目をご覧ください。これは現行計画の概要を示しております。現行計画は平成20年7月に全部変更し、その後、事業等の変更による一部変更を行っております。（3）の水の用途別の需要の見通し、（4）の供給の目標についてはそれぞれ数値を記載しています。

2 ページ目は、水利用のネットワーク図を示しています。利根川水系と荒川水系では、武蔵水路や北千葉導水路などにより、広域的な水融通が可能なネットワークが形成されている点が大きな特徴と言えるかと思えます。

3 ページ目以降、水の利用別の需要の見通しについてのご説明をいたします。

5 ページ目をお願いいたします。右上のグラフで、指定水系に依存する水道用水の需要量の推移を示しています。2015年の需要想定値147.35トンに対しまして、実績は114.25トンとなっております。

6 ページ目をお願いいたします。需要想定値と実績値について、項目ごとの比較を行っ

ております。差が生じた大きな要因としましては、⑧の1日平均有収水量、⑫の負荷率、この2つが挙げられるかと思えます。

7ページ目をお願いいたします。家庭用水有収水量の要因を分析しています。左上のグラフのとおり、家庭用水の有収水量の原単位について、想定値は1日1人当たり、262リットルでありましたけれども、実績としては、1日1人当たり225リットルとなっております。この要因として、節水意識が向上したこと、トイレの節水機能が向上したこと、食器洗い乾燥機が普及したことなどが考えられます。

8ページ目をお願いいたします。ここでは負荷率を分析しています。上の図の右、水系全体をご覧ください。赤の想定値、82.1%に対しまして、青の2015年の実績値は89.1%という差が生じております。ただ、20年間の実績値の最低値を見てみますと、82.7%となっておりまして、想定値と極端な差がないものと考えてございます。

9ページ目は水道用水のまとめになります。2行目の経済活動の影響につきましては、後ほど工業用水のところでご説明をさせていただきます。

11ページ目をお願いいたします。右上のグラフで、指定水系に依存する工業用水の需要量の推移を示しています。2015年における需要想定値の28.19トンに対しまして、実績は19.73トンでございます。

12ページ目をお願いいたします。需要想定値と実績値について、項目ごとの比較を行っています。差が生じた主な要因としましては、下の表のとおり、①の製造品出荷額と、⑦の工業用水道補給水量、この2つが挙げられます。製造品出荷額については、右上のグラフにその推移を示しています。バブル崩壊以降、伸びが鈍化したこと、それからリーマンショックや東日本大震災などの、影響を受けて減少しているものと思われます。また、工業用水道が補給用水に占める割合が想定を下回ったということも、差が生じた要因と言えます。

13ページ目は工業用水のまとめになります。

14ページをご覧ください。農業用水になります。フルプランにおきましては、農業用水は新規の需要水量を記載することにしており、現行計画については、0.33トンを見込んでいます。受益地の営農形態に変化がなく、計画で定めた新規需要水量の必要性は変わっていませんが、取水に必要となる導水施設がまだ事業化に至っていないことから、この水量の利用実績はございません。

なお、参考としまして、14ページ目の下に基幹的な施設における、農業用水の年間取

水実績の推移を示しています。年ごとの差はありますけれども、大きな変動はないということも確認していますので、こういったことも参考となるものと思います。

15ページ目からは、供給の目標と必要な施設の建設等の説明になります。

16ページ目をお願いします。ここでは、主に新規事業と改築事業の状況を示しています。現在、実施中の新規事業は、思川開発事業、霞ヶ浦導水事業、北総中央用土地改良事業の3事業でございまして、北総中央用土地改良事業については本年度末で完成予定となっております。改築事業としては、表の下に実施中と書いてあります4事業が現在実施しています。

17ページ目をお願いします。供給の目標についてご説明します。右のグラフでは、水道用水、工業用水における指定水系に依存する需要実績と想定、それから供給可能量の比較を示しています。いずれも、一番右側の棒グラフになりますが、戦後最大渇水時の供給可能量が重要実績を上回っているということが分かるかと思えます。

18ページからは、その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項の説明となっています。

19ページ目をお願いします。現行計画に記載されている内容は、○で示している7つの項目となります。この項目ごとに、その実施状況について、次ページ以降でご説明をさせていただきます。

20ページをお願いします。ここでは渇水時や事故等における緊急時の対応について、記載しています。

21ページ目をお願いします。利根川水系における渇水の発生状況と渇水対策連絡協議会における調整を踏まえた取水制限について、記載しています。

22ページ目は、同様に荒川水系となります。ここでは渇水の発生状況をグラフで示しておりますが、協議会による関係者の合意の下、取水制限が行われた期間などが見て取れるかと思えます。

それから、23ページ目をお願いします。平成24年に発生した水質事故時における対応について説明しています。この際は、原因物質を希釈し流下させるために、ダムから緊急放流を行ったり、荒川へ原因物質が流入するのを防ぐために武蔵水路の運用を停止しました。そうしますと利根川から荒川へ導水する量が減ってしまいますので、その分について、荒川のダムから放流をして補給をしたことなどを説明しております。

24ページをお願いします。現行計画では、既存施設の有効活用について記載していま

す。

25ページ目以下がその事例でございます。25ページは、鬼怒川上流ダム群の連携事について紹介をしています。

それから、26ページ目をお願いします。利根川上流には多くのダムがございますけれども、ダムの位置ですとか規模といった特徴を生かしまして、治水利水の効果を最大限に発揮させるように、これらダム群を一元的に管理、運用していることについてご紹介しています。

27ページをお願いします。水道施設における効率的な運用と武蔵水路の老朽化対策、耐震対策、水路の二重化の事例について、ご紹介をしています。

28ページ目をお願いします。現行計画では、水源地域の活性化について記載していません。

その取組状況が29ページ目以降でございます。29ページ目につきましては、水源地域対策特別措置法に基づく、指定ダムの概要を記載しています。現在は、この表の上から3つ目の南摩ダムにつきまして、整備事業を実施中でございます。

30ページ目をお願いします。水源地域活性化の取組事例を紹介しています。

31ページ目をお願いいたします。上下流の地域連携、それからダム周辺の環境整備事業などを紹介しています。

32ページをお願いします。現行計画では、健全な水循環を重視する旨、河川環境の保全、水力エネルギーの適正利用などを記載しています。

33ページ目をお願いします。河川環境の保全の取組として、自然再生、魚道の改築などを紹介しています。

34ページ目をお願いします。水力エネルギーの適正利用について紹介しています。左下のグラフにありますように、近年、小水力発電が増加傾向にあります。

35ページをお願いします。現行計画では、地下水の適切な保全と利用について記載しています。

36ページ目には、関東平野北部における地下水の揚水量、それから地盤沈下の状況を記載しています。

37ページをお願いします。現行計画では、水利用の合理化について記載しています。

38ページ目をお願いします。水利用の合理化の取組としまして、漏水の防止に対する取組の状況を紹介しています。

39ページをお願いいたします。工業用水における回収率の推移の状況、それから節水の普及啓発についての取組状況を紹介しています。

40ページをお願いします。再生利用の促進といたしまして、雨水利用施設数の推移などを紹介しています。雨水利用につきましては、施設数、利用量とも右肩上がりに推移しています。

41ページ目をお願いします。荒川における下水処理水と河川流水の総合的な運用の事例について紹介しています。荒川貯水池を活用して下水処理水の活用を図っている事例を紹介しています。

42ページ目をお願いします。現行計画では、水質及び自然環境の保全への配慮について記載をしています。

43ページ目以降が、その取組例ですけれども、43ページでは浦山ダムにおける水質改善、渡良瀬貯水池の取組状況について紹介しています。

44ページ目をお願いします。自然環境保全の取組としまして、希少植物の移植とか、水資源が持つ環境機能を生かした取組を紹介しています。

以上、総括評価の概要について、ご説明をさせていただきました。

続きまして、資料4-1をご覧ください。水需給バランスの点検について、ご説明いたします。

まず、1ページ目をご覧ください。計画の対象地域は、現行計画から変更はございません。需要想定年度は2030年度としております。

2ページ目をお願いします。都市用水の需要推計方法をお示ししています。国の推計におきましては、新たに不確定要素の変動幅を考慮することとしておりまして、また、国の推計では含まれない、都県等が行う、個別施策による増減を加味することとしています。

少し飛びまして、5ページ目をお願いいたします。需要推計における変動幅につきましては、人口、経済成長、利用率、有収率、負荷率を考慮することとしています。

6ページ目をお願いします。左に将来人口を示しています。人口の高位値についてはおおむね横ばい、低位値は減少する予測としています。経済成長率につきましては、内閣府の中長期の経済財政に関する試算における成長実現ケースとベースラインケース、これに地域経済動向ケースを加えた3ケースから高位値、低位値を設定いたします。

7ページ目をご覧ください。水道水の有収率、利用率については、近年10か年の最大値、最小値を変動幅として設定しています。

8 ページ目をお願いいたします。負荷率については、平成29年度の国土審議会答申におきまして、水の安定供給を確保する観点に立った関係都府県の考え方を踏まえて、少なくとも検討期間において、実際に出現した最高と最低の負荷率まで考慮して需要量を予測することが妥当とされておりまして、今回関係都県に確認をした上で、東京都以外については近年10か年、東京都においては、首都東京における水の安定性を確保するという考えを踏まえまして、近年20か年の最大値、最小値を変動幅として設定しています。

9 ページ目をお願いいたします。工業用水の負荷率、利用量率については、近年10か年の最大値、最小値を変動幅として設定しています。

10 ページ目は、ただいまご説明しました有収率、負荷率、利用量率の各変動幅について、一覧表として整理したものでございます。

11 ページ目をお願いいたします。今回、取り組みました推計の精度の向上について、説明します。水道用水については、家庭用水の原単位につきまして、新たに節水化指標というものを導入しました。工業用水については、製造業を基礎資材型、生活関連型、加工組立型の3つに分類して推計することとしました。

13 ページ目をお願いいたします。水道用水の精度向上について説明しています。家庭での水使用量の精度向上のために、洗濯機、トイレ、食洗機に注目して節水化指標を設定しています。

14 ページ目をお願いいたします。工業用水の精度向上について説明しています。基礎資材型と生活関連型につきましては、製造品出荷額をフレームとして、工業用水補給水量を推計しています。一番右の加工組立型については、製造品の出荷額と工業用水補給量に相関が見られませぬので、時系列傾向分析で推計することとしています。

15 ページ目をお願いいたします。地域の個別施策の値を増減するというようにしていますが、今回、関係都県に確認したところ、増減値はございませんでした。

16 ページからは、水道用水と工業用水の需要想定結果、高位値、低位値を示しています。16 ページは茨城県、以下、17 から21 ページには、順に各都県の値を示しております。

21 ページ目をお願いいたします。東京都につきましては、2022年度で工業用水の廃止が決まっていますので、工業用水の需要予測値を水道用水に加えることとしています。

22 ページ目をお願いいたします。需要想定6都県の合計値を示しております。2030年における需要想定について、水道用水は高位値が127.3トン、それから、低位値が1

03.17トンとしています。

なお、参考として、現行計画の需要想定が147.35トンで、平成28年度実績が112.79トンでございました。工業用水は、高位値が26.35トン、低位値が17.93トンとしています。参考としまして、現行計画の需要想定が28.19トン、実績値が19.37トンでございました。

23ページをお願いします。供給可能量の説明になります。対象施設は記載のとおりで、完成施設に加えまして、現在、事業中の思川開発事業、霞ヶ浦導水事業を含むものとしております。計算期間につきましては、10箇年第1位相当の渇水年については、29年度の答申に基づきまして、現行フルプランと同じ流況とすることとしており、昭和58年度から平成14年度までとしています。既往最大級の渇水につきましては、利根川は昭和48年、霞ヶ浦は昭和33年、荒川は平成8年度としています。

24ページ目をお願いします。これは供給可能量のまとめとなります。右のグラフでは、計画上の開発水量、10箇年第1位相当の場合、既往最大級の渇水時における供給可能量をそれぞれ示しています。

25ページ目をお願いします。ここで、供給可能量と実際の運用の違いについて説明しています。一番左側の図は、供給可能量を求めるシミュレーションを表しています。対象とする河川の流況によりまして、ダムの容量を全て使い切るようにトライアル計算を行って、供給可能量を算定します。ダムの計画の基準年の流況で計算しますと、供給可能量は緑のラインとなり、ダム計画上の確保すべき流量となっています。一方、左から2番目から一番右側の図、この3つの図については、実際の渇水時の運用になります。実際の運用におきましては、中長期的な降雨状況が正確に予測できませんので、河川流量の減少による渇水のおそれがある場合に、右側2番目の図のように、早めに渇水調整を開始して取水制限を行いますので、一番右の図のように、結果として河川流量がそれほど減少せずにダムの貯水量が回復した場合にはダムの容量を使い切らず、結果として、トータルの供給量が減少することとなります。このように、シミュレーションと実際の運用では差が生じてくることが起こり得ます。

26ページをお願いします。農業用水につきましては、フルプランの期間内に、新たに必要となる需要量を算出することとしていますが、今回、関係機関に確認を行ったところ、現時点では水資源の開発を伴う新たな必要量は見込まれない結果となりました。一方で、大規模経営体の増加などによる営農形態の変化に伴って、必要となる農業用水を確保する

ために、農業用水の実態把握をする旨を記載しています。

27ページをお願いします。農業用水の動向を参考として示しています。右側が先ほどの総括評価（案）で説明した農業用水の年間取水実績の推移を示しております。

続きまして、資料4-2をお願いします。渇水リスクの分析評価について説明いたします。

1ページ目をお願いします。ここではフルプランの見直しのフローを示しています。リスクアセスメントやリスクへの対応策の検討を経まして、フルプランを全部変更するということと、中間点検や総括評価を実施し、PDCAサイクルにより見直しを行うということを示しています。

2ページも同様で、渇水に関するフローを示しています。

3ページをお願いします。水需給バランスの点検について、基本的な考え方を示しています。10年に一度程度の渇水時、危機的な渇水時につきまして、図のとおり、水需給バランスの点検を行います。危機的な渇水時においては、供給側、需要側の対策を実施いたしまして、対策実施後のバランスを点検するというようにしています。

4ページをお願いします。水需給バランスの点検と対応について説明しています。水需給バランスにつきましては、図のとおり、供給可能量と需要量の大小関係で大きくA、B、Cの3つに区分をしまして、区分ごとに必要となる対応の考え方を設定しています。

5ページをお願いします。危機的な渇水時において需要側の対策を行うこととしており、その目標となる生活経済活動に重大な影響を生じさせない必要最低限の量を設定することとします。図の категорияで言いますと、2以上の状況にならないように確保すべき水量を設定します。

6ページをお願いします。水道用水の渇水時における限度率、すなわち需要量を削減できる限度の率について説明しています。近年の渇水時のデータからは影響が確認できませんでしたので、左下にあります厚生労働省の渇水対策マニュアル策定指針、それから右下にあります平成28年渇水時の、東京都における住民に対する節水依頼の実績から5%と設定しています。

7ページをお願いします。工業用水の渇水時における限度率を説明しています。こちらは平成6年、8年の渇水時における給水制限の状況に鑑みまして、10%と設定しています。

少し飛びまして、10ページからをお願いします。ここでは、各都県の水需給バランス

の点検結果を示しております。

少し飛びまして、20ページ目をお願いいたします。先ほどもご説明しましたように東京都については、22年度で工業用水の廃止が決定されていますので、工業用水の需要については、水道用水に加えて点検を行いました。一方、工業用水の供給可能量については、取扱いがまだ決まっていないので、水道用水には加えておりません。

21ページをお願いします。参考として、東京都の工業用水の供給可能量を仮に水道用水に加えた場合の評価を実施しています。20ページと比較しまして、ラージA、ラージBの評価に変更はないということを確認しています。

24ページをお願いします。ここでは、都県別の水需給バランスの点検結果を一覧表で示しています。左側の10箇年第1位相当の渇水については、A評価が多くなっていますが、真ん中の危機的な渇水時ではB評価が増えています。一番右になりますが、危機的な渇水時における対策を実施した場合は、少しそれが緩和されるという結果となっております。

以上が水需給バランスの点検でございます。

続きましては、資料4-3をお願いいたします。こちらでは、次期計画（案）におけますハード対策及びソフト対策を説明いたします。

1ページ目をお願いします。フルプランエリアと水資源開発施設を示しています。水資源開発施設については、現行計画より令和元年度完成の八ッ場ダムと、令和2年度完成予定の北総中央用土地改良事業を加えています。

2ページ目をお願いします。供給の目標を達成するための必要な施設の建設に関する基本的な事項を示しております。水の供給量、もしくは供給区域を変更する事業としましては、現在、継続中の思川開発事業と霞ヶ浦導水事業を予定しています。供給量及び供給区域の変更を伴わない事業としては、記載の4事業を示しています。改築事業については、改築事業分の包括計上としておりますので、個別の事業については掲載しておりません。

3ページ目をお願いします。これは水の供給量、もしくは供給区域の変更を伴う事業の紹介です。3ページは思川開発事業の説明となっております。令和6年度までの工期です。

4ページ目をお願いします。霞ヶ浦導水事業の説明です。昨年末に計画が変更されまして、工期を令和12年度に変更、事業費は2,395億円に変更、供給量については、右の表のとおり、一部事業者において、撤退もしくは減量となっております。

5 ページ目は、その事業の変更内容の説明となっています。

6 ページをお願いします。水の供給量、供給区域の変更を伴わない改築事業の説明となっています。6 ページは利根川導水路大規模地震対策事業、房総導水路施設緊急改築事業となります。

7 ページも同様に、成田用水施設改築事業、藤原・奈良俣再編ダム再生事業の説明となっています。

8 ページから 13 ページは、包括計上しました施設を載せておりますので、説明については割愛いたします。

14 ページをお願いします。包括掲上施設における老朽化対策、耐震対策の状況を説明しています。ここに書いてありますような各種手引、要領、指針などに基づいて対策を実施しています。

15 ページ目をお願いします。ここからソフト対策についての説明となります。16 ページと 17 ページは 10 箇年第 1 位相当の渇水を対象とした対策でございます。

16 ページの左側が需要面からのソフト対策で節水型社会の構築、それから水利用の合理化に関する対策を記載しています。16 ページの右側から 17 ページにかけては、供給面からのソフト対策で、地下水の保全と利用、それから雨水再生水の利用の促進に関する対策を記載しています。

18 ページ以降は、既往最大級の渇水を対象とした対策となっています。

18 ページ目は危機時に備えた事前の対策としまして、代替水源としての地下水の活用、渇水時の補給施設の運用について、記載をしています。左に記載している千葉県地下水源 0.04 トンにつきましては、危機的な渇水時における供給側の対策として、先ほど御説明しました水需給バランスの中に見込んでおります。

19 ページをお願いします。こちらも渇水時の補給施設として、南摩ダムの渇水対策容量の紹介をしています。

20 ページをお願いします。応急給水体制の整備などについて記載しています。

21 ページをお願いします。災害等に備えた準備、対応として、災害時の応援協定の締結ですとか、あるいは、テックフォースなどについて記載をしています。

22 ページ目をお願いします。危機管理マニュアル、それから、利水者間の渇水調整などについて記載をしています。

23 ページ目をお願いします。渇水対応タイムラインの策定やダム貯水量の温存に努め

る運用などについて記載をしています。

24ページをお願いします。これは各種の地震対策、老朽化対策に関する指針、手引き、ガイドラインなどを記載しています。

25ページをお願いします。耐水化、それから東京都の水道施設の二重化、ネットワーク化について記載をしています。

26ページをお願いします。こちらでは危機時における柔軟な対応ということで、ダム用途外の容量の活用、効率的な水運用などを記載しています。例えば、発電専用容量を活用するという事などを、ここでは事例として紹介しています。

それから、27ページをお願いします。ここからは水源地域対策、教育・普及啓発に関する説明になります。水源地域対策として、各県の取組状況を記載しています。

28ページをお願いします。上下流交流事業、教育・普及啓発に関する各県の取組状況を記載しています。

29ページをお願いします。ここからは、水循環施策に関する取組について紹介しております。流域水循環計画の策定状況、健全な水循環に関する普及啓発活動の状況について紹介しています。

30ページが先端技術の活用事例としまして、東京都におけるスマートメータトライアルのプロジェクトについて紹介しております。

長くなりましたが、以上につきまして、資料3、4についての説明を一旦終わらせていただきます。

【渡邊分科会長】 事務局竹島課長、ご説明どうもありがとうございました。

ここで、一旦御説明を区切らせていただきます。後ほど御説明いただき、審議いただく次期基本計画の検討のベースとなる現行計画の総括評価、それから、次期計画に向けての水需給バランスの点検、それからハード対策、ソフト対策について、ご説明いただいたところです。

それでは、ここから委員の皆様方にご質問、あるいはご意見もあろうかと思いますが、伺っていききたいと思います。どなたからでも、どこからでも御発言いただけたらと思います。直接話しかけていただくか、発言の意思を示していただけたらと思います。今から40分程度、質疑応答の時間を取りたいと思います。そのように進行させていただきます。いかがでしょうか。

【石井特別委員】 1つだけ冒頭、教えてもらいたいところがありまして、よろしいで

しょうか。

【渡邊分科会長】 石井委員、ご発言ください。

【石井特別委員】 資料4-2、利根川水系及び荒川水系における水需給バランスの点検で、渇水リスクの分析評価の総括表を作ってもらいまして、本当にありがとうございます。今回のフルプランの見直しについて、24ページに総括表、一覧表があります。ここで聞きたいのは、一番右側に危機的な渇水時の対策のところ、領域Cがもう消えてしまっていますが、工業用水は、危機的な渇水時のところで、千葉県では領域Cがあります。ほかのところでは、領域で見ると、AからBまでで全部おさまっていますが、危機的な渇水時でも、供給可能量が需要量を下回る状態には計算上、なかったということでしょうか。

【渡邊分科会長】 ご質問ですから、まず、事務局にご回答いただきましょう。

【竹島水資源計画課長】 この表のとおり、具体的には、資料で言いますと10ページ以降、23ページまでにグラフを示していますけれども、計算上、供給可能量が需要量の低位よりも下になるような、すなわち、Cになるような状況がなかったということになります。

【石井特別委員】 思川開発事業ができなくても、危機的な渇水時の対策でも領域Cはないということだと、思川開発事業の必要性というか、その辺はどうなのでしょう。

【竹島水資源計画課長】 ここでは思川開発事業と霞ヶ浦導水事業が完成したものとして計算してございます。

【石井特別委員】 そうですか。じゃあ、思川開発事業が入らないと領域Cになるところもありますということですね。

【竹島水資源計画課長】 個別に見ないと分かりませんが、そういったこともあり得ます。

【石井特別委員】 分かりました。ありがとうございます。

【渡邊分科会長】 よろしいでしょうか。ご確認いただいたということで。

【石井特別委員】 はい。

【渡邊分科会長】 ほかはいかがでしょうか。その前に、辻村委員にご参加いただいています。ありがとうございます。

【辻村特別委員】 遅くなって申し訳ございませんでした。お願いいたします。

【渡邊分科会長】 よろしくお願いいたします。

では、引き続き、委員の皆様からご質問をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

立川委員、ご発言ください。

【立川特別委員】 ありがとうございます。資料4-3の7ページについて教えてください。

ここで、藤原・奈良俣ダム再生事業につきまして、洪水調節容量と利水容量をダムで振り替えるという事業があります。この事業について教えていただけませんか。

【渡邊分科会長】 では、事務局、今の質問に対して回答をお願いします。

【竹島水資源計画課長】 これは、このダムの流域の特性によりまして、例えば、ポケットが小さいけれども流域が非常に大きい場合とか、ポケットが大きいですけれども流域が比較的小さいようなダムがあったとしますと、ここを2つ連結したり、あるいは、容量の振替を行って、トータルとしてより効率的な運用が可能となる場合がございます。

こういったケースについて容量の振替を行ったり、あるいは、2つのダムの間で水をやり取りして、相互に行き来させることによって、より効率的な運用ができるようになる。そういった条件が整ったダムがあった場合に、こういった事業を実施しているということでございます。

【立川特別委員】 藤原ダムというのは奈良俣ダムよりも下流にあるのですよね。

【若林水資源部長】 下流にあります。下流にあるダムの洪水調節容量を増やして、より基準点に効かせるということで、藤原ダムの洪水調節容量を増やす代わりに、利水容量が減るので、それを奈良俣ダムで確保する、より洪水調節にも効くし、それによって損なわれる容量は奈良俣ダムで確保するということで、効率的なダムの運用が可能となる、ということだと思えます。

【立川特別委員】 ありがとうございます。基本的には下流にある、例えば、こういう場合ですと、下流の方向、下流にあるダムほど洪水調節容量を増やしたほうが、可能性としてはいろいろな降雨に対応することができる可能性が高いと理解すればいいでしょうか。

【若林水資源部長】 そのとおりで結構でございます。

【立川特別委員】 理解しました。ありがとうございました。

【渡邊分科会長】 よろしいですか。もう一人、どなたかご発言を希望されていますね。

【増子特別委員】 増子です。

【渡邊分科会長】 では、増子委員、どうぞご発言ください。

【増子特別委員】 資料2-2でもお話があったのですが、今回、フルプランに新たに事前放流の件が追加されました。いろいろ台風被害があつて、こういった事前放流で既存のダムを使うということは、これ自体は賛成ですが、これは治水と利水のアロケに及ぶ事柄です。それで、利水側としては利水容量を減少させるという点で、これをきちんと利水側と治水側で話し合いを持つべき、もちろん何か協定は結んだという話は聞いておりますけれども、管理負担の見直しをするのかどうか、それから利水側が被害を受けたときに、被害というのは、その翌年以降に渇水でもって被害を受けた場合に、それをどのように補填するのか、しないのかとか、そういった点について、きちんとこれから話し合いを十分持っていただきたいという点です。非常に拙速に決まった経過があるようですので、その点について、実際にいろいろ話し合いを行っていただきたいということです。

以上です。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。最後のほうは御要望のようにお話されましたけど、最初の状況確認について、事務局にご説明いただけたらと思います。

【竹島水資源計画課長】 事前放流につきましては、委員からご指摘あったように、利水者と河川管理者側でよく話し合うことが必要でして、そういった協議を経て協定を結んでおります。

例えば、実際には洪水が来なくて空振りになった場合にどうするかということにつきましては、事前放流によって生じた損失については、1級水系においては、それを補填できる制度が作られております。あと、2級水系についても検討していると聞いております。後ほど紹介しますが、最近の激甚な洪水被害を受けて、国会において流域治水関連法案の審議を進めていますけれども、この中でも事前放流に関しては、法律の中でも協議会等を位置づけているところでございます。

なお、事前放流に伴いまして、管理アロケの変更については行わないと認識しています。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。増子委員、いかがでしょうか。

【増子特別委員】 意見ですけども、後ほど説明があるかどうか分かりませんが、話題提供ということで、事前放流に伴う損失補填の例ということで、水道が被害を受けた場合に、給水車の出動経費はみすみさいなことを書いてあります。私はこれを見て非常にがっかりしました。何と不平等条約みたいな。実際に被害はこれからの時代あるかもしれない。渇水になって、実際に給水制限になると水道料金の減収という形で、年間何%、何十%というものがあるかもしれない。そういったものについての利水と治水のアロケと

か、あるいは管理費とかの見直しをせずにこういったものが進んでしまうおそれがあるので、それは十分、話し合いを持って進めていただきたいということです。

以上です。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。ご要望ですが、事務局、さらに何かご説明がありますか。

【竹島水資源計画課長】 私どものほうでお答えできる立場ではございませんので、そういった要望があったということは承っておきたいと思います。

【渡邊分科会長】 ご担当のところでは、直接回答できないようなところもあるとのことで、しかるべきところにきちんとご意見を届けるという事務局のご回答でした。

【増子特別委員】 私も東京都から少し話を、この件で聞いたんですけども、要望はしているけども、なかなか十分な回答がないということがありましたので、そこら辺は非常に大きな事柄ですので、利水と治水のアロケに関わることで、きちんと対応していただきたいということです。

以上です。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。それでは、続けて、ほかの方から伺っていきますが、いかがでしょうか。では、沖委員、どうぞ。

【沖分科会長代理】 今のことに关しましては、私も水資源の問題というよりは、治水目的の利水ダムの利用ということなので、本分科会の所掌の範囲じゃないかもしれませんが、水力発電に関しては損失分を補填するとなっていると認識しております。それに比べて、水道関係に関しては節水に関わる余計な手間がかかるためのコストというのしか見ていないということになりますと、今、増子委員がおっしゃったような非常に不公平感があって、水道事業体は民間ではなくて官なので一緒に我慢しろという趣旨かとは受け止めるのですが、さはさりながら、独立会計でやられているということから配慮が必要なのではないかと個人的には思っております。

以上です。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。

私も発言させていただきますと、農業用の利水ダムについても同じようなことがあって、利水に対する影響、それから管理対応に対する影響ということですけど、基本的には対応していただけるように話が進んでいると私は伺っています。先ほどの確認ですが、2級水系は、基本的には都道府県が対応されるのですよね。

【若林水資源部長】 2級水系も来年度から、制度を作ると聞いております。

【渡邊分科会長】 特別地方交付税の対応などかと思いますが、少し若林部長から、ご説明いただけますか。

【若林水資源部長】 手元に資料がありませんが、1級水系での直轄とか水機構のダムに対する補填制度がありますけれども、それが令和3年度には2級水系でも適用できるような措置を講ずると聞いております。

【渡邊分科会長】 基本的には、広い意味での流域の管理、流域水循環管理の中での水資源管理に係る重要な課題として今、取り上げられているということで、ご指摘がたくさん出てきたかと思いますが、そこは確認しておく必要があるかと思いますが。

他いかがでしょうか。辻村委員、手を挙げていらっしゃいます。では、ご発言ください。

【辻村特別委員】 ありがとうございます。関連ではありませんが、よろしいでしょうか。

【渡邊分科会長】 どうぞ。

【辻村特別委員】 資料4-3に戻りますが、ハード対策及びソフト対策についての資料4-3の27ページに水源地対策の記載がございます。こういったところも非常に取り上げられていて、この計画自体が非常に包括的なよい計画になっていると思いますけれども、現時点で、水源地対策、干ばつ等によって森林を活性化させるという対策については、主として定性的な評価で記載をしているところかと思って理解しております。こういった森林施業、所管が違ってくるので難しいのかもしれませんが、こういったことによる水資源の確保そのものに対する定量的な評価も今後、視野に入れて、今後というのは大分先なのかもしやせんけれども、実際に効果が出るのは年数がかかるという面もございまして、ある程度、定量的な評価を考慮していく方向性があるのかどうかについて、教えていただけないでしょうか。

【渡邊分科会長】 では、事務局、ご回答ください。

【竹島水資源計画課長】 ソフト対策について定量的に評価して、その数値を盛り込んでいくということについて、なかなか難しいところがございます。例えば、この資料で言うと、18ページ目でご紹介しました、千葉県地下水源の利用については、定量的なものとして採用しておりますけれども、それ以外の調整池の運用であったり、あるいは、雨水の利用などは明確に定量化できないというのが正直なところで、定量化したものは今回も採用していませんでした。

ただ、今後どの施策にしましても、検討が進み、量的に出せるものがありますれば、それは使っていくということかと思っています。現時点でどの施策について定量化していくとかはお示しできませんけれども、基本的なスタンスはそういうことをご理解いただければと思います。

【渡邊分科会長】 辻村委員、よろしいでしょうか。

【辻村特別委員】 ありがとうございます。ついでに、もう1点だけよろしいでしょうか。

同じ資料の4-3で、29ページの流域水循環計画の策定という記載がございます。これについて、今回、提示されている利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画というのは、全体として、内閣官房が掲げている施策の流域水循環計画としての認定対象になり得る要素を十分含んでいると思っております。

ただ一方で、一般的には本計画は法定計画ですので、そのまま流域水循環計画にイコールなるということではないというのは承知しているのですが、一方で、関東地方に関して言いますと、現在、51計画が認定されているということですが、関東地方はまだまだ少ない状況と、流域水循環計画の空白地帯とも言えるような部分も、ある程度ございますので、今後、開発計画の流域水循環計画に即した部分をまとめて、流域水循環計画としてもまとめていくような方向性があるのか、もしポイントがずれていたら大変申し訳ないので、その部分を教えていただきたいと思っております。今後、水資源開発計画の一部分でも、流域水循環計画として認定されていくような方向で持っていく可能性はあるかどうかについて、ご教示いただけますでしょうか。

【渡邊分科会長】 事務局、御回答いただきましょう。

【竹島水資源計画課長】 私どもは内閣官房の水循環政策本部事務局の立場も持っております。流域水循環計画の策定を進めていこうということで取り組んでおりますが、フルプランを流域水循環計画に位置づけるということは想定していなかったというのが事実でございます。

ただ、法定計画であっても特に流域水循環計画として優れているものについては、認定していくのだろうという方向ですので、今後、ケース・バイ・ケースかと思っておりますけれども、絶対ないということではありませんし、内容によってはそういうことも考えていってもいいのかと思いました。

ただ、今はフルプランの中でも流域水循環計画の策定を進めるということを位置づけて

おりまして、できますれば、利根川、荒川と非常に広いスコープがありますので、その中で、いろいろな水循環に関する課題を抱えている、例えば支川だったり、小流域であったり、そういったところでもどんどん作っていただければというのが我々の思いでございます。

【渡邊分科会長】 辻村委員、よろしいですか。

【辻村特別委員】 ありがとうございます。

【清水特別委員】 よろしいですか。

【渡邊分科会長】 どうぞ、ご発言ください。

【清水特別委員】 部会でいろいろな議論がなされたのが今回、出てきているわけで、感想となります。資料3-2の2ページにネットワークがあります。利根川・荒川水系の特徴だと改めて思いました。

このネットワークの中に1つ、これは入れておいてほしいのは、千葉のほうに北総東部用水とかありますよね。これだと、何となく千葉のほうに水が行っていないのかと思うので、ネットワークが実際はあるので、書いていただけるとと思います。上のほうには載っているのですが、ここのところには強調されていないというのは思いました。

そして、こういうネットワークがあるから、資料4-2の23ページにあるように、10年に一度は領域Aだし、危機的な状況であっても、例えば必要最低限の水というもので考えれば、BのAというのは、これはとても良い成績なのではないかと思えます。水資源のことを全国的に並べてみていないから分からないのですが、これは相当、褒めて良いのではないかと思いました。領域Aは目指していたところだけど、今回のリスクというところで、BのAとかそういったところで落ち着いているというのは大変評価できると、これは感想ですけど思いました。

こういう評価の仕方で、これから全国的に見ていくことが共通の指標として出てくるかと思うのですが、私は吉野川ときは欠席して最後のところまでいなかったんですが、吉野川でもこういうのを出しているわけですね。吉野川と比べるわけではないんですが、全国的にこういう見方で、それぞれの水系の安全度というのが非常に明確になってくると思いました。

繰り返しの感想になりますけども、利根川・荒川水系は、ネットワークを広域に作ってきた中で、今回のリスクに対しても相当いい評価を収めたと言えるのではないかと思いました。感想で何かコメントいただければと思います。以上です。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。感想とおっしゃいましたが、関連のところを事務局に改めてご説明いただいて、吉野川でもこの分析はきちんとできたと考えますが、それを事務局に振り返っていただきたいと思います。

【竹島水資源計画課長】 ありがとうございます。ただいま清水委員のご指摘のように、首都圏は、人口当たりの水資源保存量は数値的にはかなり少なく、例えば世界で見ると、中東と同じぐらいとなっています。しかし実際にこれだけの人口を支える水資源を確保できているというのは、ネットワークの整備や、様々な水資源開発施設の開発を行っていった成果であろうと認識しております。そういう意味ではご指摘のとおりかと思えます。

A B Cの評価についても、吉野川でも整理しましたし、今回も整理させていただきましたので各水系について、渇水リスクについての評価を行っていきたくと思っています。このように1つの渇水リスクというものが示しているということは、大きな成果ではないかと考えてございます。また、引き続き、ご指導のほど、よろしく願いいたします。

また、先ほどご指摘いただいた、房総導水路等の図示については、改良していきたいと思えます。よろしく願いいたします。

【清水特別委員】 ありがとうございます。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。ネットワーク図ですが、これはどういうところをネットワークとして載せているのですか。何をもちいてネットワークの要素にしているかということです。先ほどの北総東部みたいな単純な利根川からの利水も入れるのでしょうか。

【竹島水資源計画課長】 ここでは主として、武蔵水路と北千葉導水をメインに書いていますが、いわゆる利根川水系と荒川水系を結んでいる、あるいは、利根川の下流部と江戸川を結ぶことによって効率的な水運用ができていると、そういうことに主眼を置いて作図しております。

【渡邊分科会長】 先ほどご指摘いただいたところを載せるようにおっしゃっていたけど、どういふのをネットワークとして図に載せるかも含めてご検討いただけたらと思います。これに霞ヶ浦導水を入れていないのは、理由はあるのですか。

【竹島水資源計画課長】 霞ヶ浦導水については、現時点で完成しております利根川連絡水路がご覧になれるかと思うのですが、ここはネットワークとしてつながっているのを書いてありますが、那珂川と結ぶほうがまだできておりませんので、そこは図示しておりません。

【渡邊分科会長】 できていないから図示していないということですね。細かいことですが確認させて頂きました。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

【古米特別委員】 古米ですけれども、よろしいでしょうか。

【渡邊分科会長】 どうぞ、古米委員、ご発言ください。

【古米特別委員】 私の質問は、資料2-2のところで、吉野川水系に比べて検討を加えた事項というところの地域の実情に応じた配慮事項という記載がありまして、その中に、農業用水の利用実態を把握し、という言葉があります。ということはしっかりと、農業用水がどう使われているのかということを、今後しっかりと把握する必要があるという認識の下で、今回の水資源開発基本計画というものが考えられていくと理解しました。

その意味では、資料3-2の14ページのところに、農業用水の取水実績の推移ということで本文と図があります。私の理解では、ここに書いてあるように、築造年代が古い小規模な施設がいまだ多く、正確な計測は大変なので、全水使用量を把握することは難しいので、把握できるようなところの施設の情報を整理したところ、大体年間150億立方メートル程度で、年間取水量の実績はそれほど大きく変化していないという評価をされた取水実績の見方をされています。ただ、利根川と荒川水系の全体の農業用水量というのは、50億トンはその一部であって、全体としては200億立方メートルぐらい、私は使われているのかと、定かではないんですけども、かなりの量があって、そのうちの50億を見ているということは、全体のうちの7、8割をカバーして変化していないのでこうでしょうという議論と、その3、40%しか見ていない状況で実績の推移というのは、現段階では致し方ないのしょうけれども、将来的にはしっかりと6割、7割を把握することが求められると思うのですが、そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

【渡邊分科会長】 ありがとうございました。御質問ですので事務局、ご回答いただきましょう。

【竹島水資源計画課長】 ただいま古米委員ご指摘のとおり、資料3-2の14ページに書いておりますのは、あくまで基幹的施設、取水量が把握できる施設について推計したというもので、これで全体を表しているという意味ではなくて、あくまで参考として掲載しているものでございます。

後ほど本文のほうでも触れますけれども、農業用水の利用実態を把握するという部分については、ご指摘のとおり、できる限り全体像を把握していくといった目標を掲げて、今

後、そういった検討を行っていくこととしています。そういう趣旨でございますので、引き続きご指導お願いできればと思います。ありがとうございました。

【古米特別委員】 分かりました。どうもありがとうございます。

【渡邊分科会長】 古米委員、ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。特にございませぬか。もしなければ、今までの議論を踏まえ、ご説明いただいたことを踏まえて時期の計画（案）ができていますので、そちらに議論を移したいと思いますが、少しここで休憩を取らせていただこうと思います。よろしいでしょうか。事務局、10分でよろしいですか。

【竹島水資源計画課長】 はい。10分程度で。

【渡邊分科会長】 では、16時45分まで一旦休憩とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

（ 休 憩 ）

【渡邊分科会長】 予定した時刻になりましたので、審議を再開させていただこうと思います。

それでは、引き続き、議事1の後半、次期の基本計画（案）に関するご説明を事務局からお願いしたいと思います。その前に、先ほどの利水ダムの洪水調節関連につきまして、若林部長からご説明があるということなので、先にそれを伺おうと思います。では、部長よろしくお願ひいたします。

【若林水資源部長】 事前放流に伴う損失補填制度につきまして補足説明をさせていただきます。1級水系のうち、国土交通省が管理している区間の直轄、水機構、そして、利水者のダム、そして、県が管理しております区間の利水者のダム、これらにつきましては国の補填制度がございます。逆に言いますと、1級水系の都道府県が管理している区間の都道府県が管理するダムと2級水系における都道府県及び利水者が管理するダムについては、現時点で補填制度がないことから、来年度の補填制度の創設ということで、補填に要する経費について、特別交付税措置が取られるということが決定していることを補足説明させていただきます。

以上でございます。

【渡邊分科会長】 ありがとうございました。補足ということで御説明いただきました。御質問があるかもしれませんが、後ほどもし時間に余裕があったら、そこで聞いていただくようにしたいと思います。そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。あ

りがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

それでは、先ほど申し上げましたように、本文（案）関連のご説明を事務局からお願いいたします。

【竹島水資源計画課長】 それでは、本文（案）について、資料5-1から5-3を使ってご説明いたします。

資料5-1が、本文そのものでして、資料5-2が本文の根拠となって、各所の解説を行っている説明資料となります。資料5-3を用いてご説明したいと思いますので、よろしく申し上げます。

これは新旧対照表になっていまして、左側に今回、策定しようとする次期計画（案）、右側に現行計画を並べております。まず、1ページ目ですけれども、左側の次期計画におきましては、今回、新しくリスク管理型の計画に変更するというので、その趣旨を新たに前文として表明するというにしています。

内容としては、最初の段落では、利根川・荒川水系の重要性、それから2段落目では、両水系の大きな特徴として、先ほども御議論いただきました、水融通のネットワークについて記載しています。「しかし」以降で、水資源をめぐる新たなリスクや課題が顕在化している状況、その影響の大きさについて記載した上で、このような状況を踏まえて水需給バランスの確保に加えて、新たなリスクや課題に対応していくこと、それから、起こり得る渇水リスクを幅広く想定して、水需給バランスを総合的に点検しつつ、地域に即した対策を確実に推進していく、こういったことを必要としております。

そして「また」以降には、既存施設を最大限に有効活用していくことと併せて、必要なソフト対策を一体的に推進し、安全で安心できる水を安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受できる社会を目指すこととしております。

そして、最後の行では、本文の計画期間をおおむね10か年とし、PDCAサイクルを繰り返して計画の見直しに反映するものとしております。

1ページ目の後段からが前文を除いた本文の中身になってまいります。水資源開発促進法の規定によりまして、水資源開発基本計画フルプランは3つの事項について書くこととなっております。1つ目が水の用途別の需要の見通し及び供給の目標、2つ目が供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項、3つ目がその他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項となっております。

1ページ目の下からが、1つ目の水の用途別の需要の見通し及び供給の目標になります。

最初の段落では水道用水及び工業用水の需要の見通しにおいては、社会経済情勢等に関する不確定要素、水供給の過程で生じる不確定要素を考慮する必要性、農業用水の需要の見通しについては反復利用が多い水利用形態などに留意し、経営規模の拡大など、地域農業の動向を踏まえる必要性について記載をしています。

2 ページ目を御覧ください。「また」以降ですが、供給の目標につきましては、危機的な渇水、それから、大規模地震や洪水等による大規模自然災害など発生頻度は低いものの、水供給に影響の大きいリスクに対応することが必要としております。そして、これらを踏まえまして、当該地域における水の用途別の事業の見通し及び供給の目標を記載しています。

中段の(1)、水の用途別の需要の見通しについてですが、最初に、令和12年度を目途として推定していることを記載しています。まず、①の水道用水につきまして、近20年間の取水量はやや減少していること。先ほど来、説明してまいりました不確定要素などを考慮しまして、令和12年度における両水系に依存する水道用水の高位及び低位の必要量と現況を比較した結果が、それぞれやや増加、やや減少となる見込みとなることを記載しています。同様に、②の工業用水の需要の見通しにつきましても、近20年間の取水量はやや減少していること、それから、令和12年度における両水系に依存する工業用水の高位及び低位の必要量と現況を比較した結果がそれぞれ増加、やや減少となる見込みとなることを記載しています。

3 ページにかけて、③の農業用水の需要の見通しについては、水資源の開発を伴う新たな必要量は見込まれないことを記載しています。

3 ページ目が供給の目標でございます。水供給に与える影響の大きいリスクと地域の実情を踏まえて、供給の目標を定めるとしておりまして、①にあります、渇水に対する目標、②の大規模自然災害に対する目標、③の施設の老朽化に対する目標の3つを掲げています。①の渇水に対する目標では、10箇年第1位相当の渇水に対して、安定的な水の利用を可能にすることを記載しています。既往最大級の渇水と同程度の渇水が発生した場合でも、生活経済活動に重大な影響を生じさせない必要最低限の水を確保するという新たな目標として掲げています。なお書きについては、目標とする渇水が何年に発生した渇水であったかということに記載しています。

②の大規模自然災害に対する目標については、大規模自然災害発生後であっても生活経済活動に必要な最低限の水を確保することと、フルプランで生じた施設の被害を最小

限にとどめて、早期に復旧を図ることとしています。

③の施設の老朽化に対する目標については、施設の機能を将来にわたって維持、確保するという目標としています。

続きまして、4ページ目です。ここからが2つ目の事項であります、供給の目標を達成するため、必要な施設の建設に関する基本的な事項となります。先ほど述べました、供給の目標を達成するための施設整備を行う事業を記載しています。最初が現在、実施中の思川開発事業の概要でございます。同じく5ページ目は、現在実施中の霞ヶ浦導水事業の概要でございます。右の欄のように現行計画に記載がある事業で、次期計画素案に記載がない事業は多々ありますが、これまで完了、もしくは今年度完了予定の事業については、左側の次期計画には記載がないということになります。

続きまして、6ページ目です。6ページ目の下半分からですが、フルプランに基づく事業によって生じた施設を表の形で記載しています。表の左の欄に掲げる施設について、必要な機能向上、更新等の改築事業を表の右の欄に掲げる者である、水資源機構、国土交通省、県等が行うものとしています。

表は6、7、8ページ目にかけて、41施設を計上しておりまして、その最後のほうに、昨年度完成した八ッ場ダム、それから今年度完成予定の北総中央用土地改良事業造成施設が加わっています。8ページ目の下の段が3つ目の事項であります。その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項となっております。

まず、(1)ですが、関連する他計画との関係として、本計画の運用に当たっては水循環基本計画、国土強靱化計画のほか、地震防災対策等、関連する各種計画との整合を図ること、それから、近年の豪雨災害等の頻発、激甚化を踏まえてダム再生や事前放流等、治水対策との一層の連携を図るということを書いています。さらに、脱炭素化に向けた取組とSDGsの達成に向けた取組を踏まえることとしております。

次に、(2)のハード対策とソフト対策の一体的な推進です。ここでは水資源をめぐる様々なリスク、不確実性に対して、全体システムとしての機能を確保する、そのためにハード対策と併せて地域の実情に応じたソフト対策を一体的に推進することとしています。

8ページ目の後段のほうですけれども、ハード対策とソフト対策の概要を記載しておりまして、必要な機能向上のための改築ですとかライフサイクルコストの削減を考慮し、維持管理や更新などの長寿命化対策を計画的に行うなど、既存施設の徹底活用を基本戦略として、関係者の連携による取組を推進することとしています。

9 ページ目の 1) ですが、水供給の安全度を確保するための対策として、10 箇年第 1 位相当の渇水時を想定しまして、水道用水及び工業用水の水需給のバランス評価をここで紹介をしまして、この状況を踏まえ、より安定的な水の利用が可能となるように以下のソフト対策に取り組むこととしています。

具体的な対策としては、先ほど資料 4-3 のほうで説明しましたハード、ソフト対策でございまして、需要面からの対策と供給面からの対策に分けまして、需要面からの対策では、①とありますが、節水型機器の普及ですとか漏水防止対策などを推進する節水型社会の構築、②の地域の実情に応じ、水の転用などを進める水利用の合理化について記載しています。

次に、10 ページです。供給面からの対策としまして、①地下水の障害に留意しつつ、適切に地下水の保全と利用を図るということと、②のように、雨水・再生水の利用の促進について記載しています。

続きまして、10 ページ真ん中ぐらいですが、2) 危機時において必要な水を確保するための対策ということで、危機的な渇水となります既往最大級の渇水時を想定した水需給バランス点検の結果を書いています。既往最大級の渇水が発生した場合には、平常時と同様な水利用は困難と想定されることを踏まえまして、また、既往最大級の渇水を上回るような、より厳しい渇水が発生する可能性があるということにも留意しながら、供給側と需要側の両面から地域の生活、経済活動に重大な影響を生じさせないようなソフト対策に取り組むものとする記載しています。

続きまして、11 ページ目でございます。その対策の中身として、危機時に備えた事前の対策と、危機時における柔軟な対応と、この 2 つに分けています。まずは、危機時に備えた事前の対策でございます。11 ページ目の上ですが、①で異常な渇水に備えて取水制限等、需要側の対策や渇水時の用水補給のために整備した施設の効果的な運用、ダム容量、例えば、発電専用容量の活用といった供給側の対策等の実施に備えまして、平常時から検討を進めるということに記載しています。また、危機時におきまして、必要最低限の水を確保するために、応急給水体制の整備や代替水源としての地下水及び雨水再生水の利用の取組を推進するとともに、災害時の相互支援、業務継続計画の策定、資機材の備蓄等を進めるものとしています。

②が過去の渇水時の対応を踏まえつつ、関係者が連携して渇水による影響、被害の想定を行い、ダム貯水量の温存に努める運用、それから渇水被害を軽減するための対策等を定

める渇水対応タイムラインの活用によりまして、渇水被害の最小化を目指すとしております。

③が危機時の迅速な対応に向けて、各企業、拠点病院等の事業継続計画の策定を促進するための普及啓発に努めるとしてしております。④が危機時にも水供給施設が機能不全に陥らないように長寿命化計画を策定して老朽化強化対策、地震対策を計画的に推進するとしております。

続きまして、危機時における柔軟な対応でございますが、①が渇水となった場合の被害の防止軽減のため、早い段階からの情報発信、節水の呼びかけ、②は異常な渇水が発生した場合の関係者で事前に検討した水利使用の調整の考え方を踏まえて具体化を図るとしてしております。

また、12ページの、③応急復旧の段階につきましても、関係者の調整によって、柔軟な水供給が行えるように努めるとしてしております。12ページ目の3)水源地域対策、教育・普及啓発等となっておりますが、①は水源地域と下流受益地域の交流拡大、地域活性化の取組について、②は水資源の開発利用に係る水源地域対策とダム周辺の環境整備等、必要な措置を講ずることについて、③は水文化や災害を含む水をめぐる地域の歴史などについての教育・普及啓発に努めること、④は水利用の過程において、安全でおいしい水の安定供給の確保が重要であることから、水質の改善、水質リスクの低減に資する取組を推進すると、こういったことについて記載しています。

その次ですが、(3)として、気候変動リスクへの対応について記載しています。気候変動の影響によって変動する供給可能量について科学的知見の収集に努めて、その予測、評価結果等を踏まえて、適時、本計画に反映するように努めるものとしております。

(4)として水循環基本計画と整合を図りつつ、健全な水循環の維持、または回復に向けた取組を推進するために、特に流域水循環計画の策定等に努めるとしてしております。

(5)に地域の実情に応じた配慮事項として、4点挙げています。1点目が13ページ目にわたっておりますが、水資源の開発利用に当たって、治水対策、環境の保全や水力エネルギーの適正利用に努めること、また、既存水利、水産資源の保護にも十分配慮する等を記載しています。

最後に、13ページ目ですが、②として、当該地域においては、過去の地下水の過剰な採取によって、地盤沈下などが進行した経緯がありますので、現在もその課題は残っており、地下水障害の防止等を確保しつつ、持続可能な地下水の保全と利用を推進することと

しています。③では、各利水者の水資源開発水量などを適正に反映した都市用水の水利用調整について、具体的な対策を講じること、④ですが、これは農業用水に関しまして、営農形態の変化に伴って必要となる農業用水を水量、水質の両面から確保するために、その利用実態を把握し、農業水利をめぐる課題への対応を推進することを、これまでの審議を踏まえて、新しく追記しているものでございます。

続きまして、(6)ですが、先端技術の活用による社会課題への対応として、先端技術を活用した効果的、かつ効率的な施設の運用や維持管理の推進によって、水資源に関する社会課題を解決することとしており、例示としては、AI技術とかIoT等を掲げて記載しております。

最後、前文でも触れておりますが、リスクマネジメントに基づくPDCAサイクルの徹底ということで、おおむね10か年の計画期間であります。中間年のおおむね5年を目途に計画の点検を行うことを明記しています。点検に当たっては、水需給の見通しと実績の比較、ハード対策、ソフト対策の進捗状況の確認、それから、計画期間に大きな渇水が発生したが、その時の水供給の影響などの確認を行う、こういった点検の結果を踏まえて、必要に応じて本計画の見直しを行うということで結んでおります。

長々と文章をご紹介させていただきましたが、全体を通しまして、具体的な対策などの記載内容を現行計画から大幅に拡充しております。また、新たな情勢を踏まえた記述を追加するなど、リスク管理型の水の安定供給を目指す新しい計画へと抜本的に変更したものでございます。

以上、本文(案)の説明となります。

続きまして資料5-2、この資料は今ご説明した計画の説明をする際に用いる資料という位置づけであり、現行計画についても同様の説明資料をつけておりましたが、今回のリスク管理型の次期フルプランでは、説明資料をさらに充実しています。

1ページ目の説明資料の1、それから、2ページ目、3ページ目の説明資料の2-1、2-2、これはフルプラン本文での水の用途別の需要の見通しの水道用水と工業用水の概要を説明している資料となります。先ほど需要想定とか供給可能量をご説明しましたが、それに関する資料でございます。

5ページ目の説明資料の3ですけれども、これは本文のハード対策とソフト対策の一体的な推進に関する説明資料として、水需給バランスの点検で用いた必要最低限の量と、ソフト対策の効果量に関する資料となっております。

説明資料の4は、農業用水の需要と供給に関する資料となっています。最後の6ページ目です。このように、今回の全部変更での検討結果も、こういった説明資料として数値を整理しておくことで、今後、中間点検等でも活用していきたいと考えています。

以上で説明を終わります。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。

資料5-3でご説明いただきましたが、資料5-1の基本計画の案につきまして、ご審議いただくということになると思います。30分程度で審議できたらと思いますが、どなたからでも、また、どこからでもご意見、あるいは質問もあろうかと思いますが、ご発言いただけたらと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、滝沢委員、ご発言ください。

【滝沢特別委員】 ありがとうございます。新しい改定後の案で、前文が書かれたのはすごくいいと感じました。すごく分かりやすくなった気がします。何を目指すのかというところがすごく分かりやすくなった気がしまして、読んでいても、内容もすごく分かりやすい内容が書かれている感じがしました。

1つお聞きしたいのですけれども、前文のところの一番最後に、本計画の研究期間をおおむね10年とし、リスクマネジメントに基づくPDCAサイクルを繰り返し、計画の見直しに反映するものとする書かれているのですが、これはPDCAのサイクルというのは、10年に1回という趣旨で書かれているという理解をしてよろしいのでしょうか。あるいは、そうではなくて、その間にPDCAを何回か回すのか、そこら辺についてご説明いただけますでしょうか。

【渡邊分科会長】 では、事務局から回答をいただきましょう。

【竹島水資源計画課長】 計画期間自体は10年ですが、本文の中、最後のほうでも触れておりますように、おおむね5年ぐらいで中間点検を行うということにしまして、想定した需要量と実績の比較ですとか、新たな社会状況の変化を踏まえた点検を行って、もしそこで変更の必要があるとなれば、見直しをしていくということになるかと思えます。そういった形で、PDCAサイクルを回していくことを想定しています。

【滝沢特別委員】 ありがとうございます。そうしますと、大体5年ということ考えていけばよろしいですか。

【竹島水資源計画課長】 かつちり5年ということでも、必ずしもありませんが、適宜、状況に応じてこういったサイクルを回していく、当然、そこで大きな見直しの必要がなけ

れば、またさらに5年たって計画期間が来るときにまたやると、そういった形になっていくかと思います。

【滝沢特別委員】 ありがとうございます。

【若林水資源部長】 補足ですが、中間点検は5年ということですがけれども、5年に至る前に、例えば、大規模な、深刻な渇水があって、そこでいろいろな対応をとった、そういったことがあれば、5年を待たず、そういった対応も振り返りながら、どうだったのかということが必要になりますので、そういう意味で、意図としては、PDCAサイクルを繰り返すと、そういったイベントがあれば、そこでしっかり対応し、検証していくと、そういう思いを込めていると、私としては理解しております。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。滝沢委員、よろしいでしょうか。

【滝沢特別委員】 どうもありがとうございます。分かりました。

【渡邊分科会長】 ほか、いかがでしょうか。

【増子特別委員】 増子です。

【渡邊分科会長】 どうぞ。増子委員、ご発言ください。

【増子特別委員】 資料5-2で一覧表になっているものがありますね。過去のこの分科会でも、いろいろこの件については触れてはいたのですが、例えば、3ページで、各都県別に、それぞれのダムの利水参画水量が書いています。これは意見、要望ですが、実際、フルプランでは、こういった形でダムに参画をしているにも関わらず、実際の水利権付与の段階では、これが必ずしも水利権が付与されていない、水利権が更新のときにきちっと、あるいは、新規取得の場合でも非常に厳しい審査なりがあって、なかなか実際の利水参画水量と水利権取得は別々のような感じに、実態としてなっているのです。

これは利水者からすると、ダム参加して、費用負担して、議会説明をして、にも関わらず、実際に水利権を持っていないということは、なかなか厳しい状況です。ですから、このところは、きちんと一体で運用されるように要望をしたいと思います。

以上です。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。要望として発言されましたけれど、事務局は何かご説明ありますか

【竹島水資源計画課長】 ご要望として、受け止めさせていただきます。

【渡邊分科会長】 きちんと受け止めたということですが、増子委員、よろしいでしょうか。

木場委員、どうぞ。

【木場委員】 私は利根川・荒川部会に参加していましたので、感想や意見を言うのは気が引けるのですが、何点かコメントさせていただきたいと思います。

まず、資料5-1の本文を客観的に眺めていたのでございますけれども、1つはバランスで、3番の(2)、ハード対策とソフト対策の具体的な推進、ここが1冊の冊子の前文を除いた10ページのうち4ページを占めています。半分近くが3番の(2)がほとんど占めていて、バランス的に随分ここが多くなっています。別に決してそれがよくないという意味ではなくて、客観的に見て、随分ここが長いという感想がありました。

それから、自分も参加していたのですが、今回、文章が出来上がったものを見まして非常によかったと思ったのが、まず、今の社会情勢とか時代を反映して、気候変動をきちんと入れ込んだところがよかったです。目の前の課題のほかに、これから将来起きる気候変動、災害について予測していく中で、これから対応していこうというところも非常に大事な視点だと思いました。

また、SDGsという文言も入れていただきまして、持続可能な水の管理という部分も、今の時代、非常にこういう文言が入ることも大事だ、よかったと思っております。それから、延長線上でデジタルですよ。例えばドローンを使った補修点検みたいなこととか、それから水の制御などもこれからデジタルになっていくと思いますので、その部分もこれから具体的な対応に期待したいと思っております。

さらに、どの会議に出ている、今はCO2の問題というのは非常に大きいと思います。私は専門家ではありませんので、この現場でどういったことをしたときにCO2がたくさん出るのか把握しておりませんが、これから具体的な対応のときに、CO2の対応ということも非常に大事なのかという感想を持ちました。

それから、私はいろいろな会議に参加させていただいておりますけど、ユーザーの視点と言いますか、合法的視点で参加しているつもりでございますけれども、そういった部分でも節水型の教育というのはしっかりと入れ込んでくださったことには感謝しております。また、10年前の3・11の時に、電気においては、電気というのは必ずやってくるものではなくて、滞った時には計画停電をはじめ、ちゃんと届くということの重要性について、国民が非常に実感を持ったと思うのですが、皆様の御努力で、水というのが滞ることがあまり最近ないものですから、ここは水の重要性について、国民の皆さんに周知することも非常に重要だと思っております、その部分でも、教育、周知をきちっと入れ込んで書いて

ていただいたことに感謝申し上げます。

最後でございますけれども、客観的に今、見てみて、今回の書類では全く構わないのですが、供給側の課題というのがある一方で、需要側という言葉が全くないとの感想です。需要側の対策の中に今、受け身で国民は、国の皆さんからこういう教育をほどこすというか、情報を発信しようという受け身の側でいるわけですが、今後、需要側の対策として、自らもそういったことを学んでいこうとか、情報を得ようという視点であったり、あるいは、その中で需要側の対策として、節水に協力をしようとか節水を理解しようとか実行に移そうというところも、今後、将来的には需要側の対応ということも入ってきてもいいんじゃないかという感想を持ちました。

以上でございます。どうもありがとうございました。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。全般にわたって、お考えを分かりやすく御説明いただきました。多分、これから他の水系の検討をするときにも非常に参考になるご意見だったと私は承りました。

【木場委員】 ありがとうございます。

【渡邊分科会長】 基本的には感想という形でお話しになりましたけれど、最初の分量のバランス、それから需要のところについて、今の木場委員のコメントに対して事務局からご説明いただいたほうがいいかと思いますが、よろしいですか。

【竹島水資源計画課長】 確かに木場委員がご指摘のように、ハード、ソフト対策の部分がボリューム的に多いというのは、私もそれは感じます。この中に、水需給のバランスについて記述している部分も結構入っていますので、それも併せて多くなっているのかというのと、リスク管理型の計画ですので、リスクに対してどう対応していくかということをかかなり手厚く盛り込んだ部分がありまして、そういうことも含めて、分量的にはここが多くなったのかと思ってございます。

あと、いろいろな内容について、言及いただきましたが、部会の中でいろいろご指導いただきまして、かなり充実できたものと思っています。ありがとうございます。需要側の課題については、確かにあまり書き込めていない部分もあるかもしれませんが、今後、他の水系でもフルプランを作って全部変更を行っていきますので、そういった中でも、検討していきたいと思います。

【木場委員】 どうもありがとうございました。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

【石井特別委員】 よろしいですか。

【渡邊分科会長】 どうぞ、石井委員、ご発言ください。

【石井特別委員】 ご説明ありがとうございました。

新旧対照表の先ほどご説明いただきました、資料5-3の10ページですけど、これは供給面からの対策で、地下水はこれでいいと思います。②の雨水・再生水の利用の促進というところで、同じ水管理国土保全局として、もう少しこの②は何かパンチの効いたというか、これもよく分かりますが、例えば、今回の利根川・荒川部会を担当している給水人口で見れば、約3300万人、一番首都圏の水がめというのは、武蔵水路を經由して、秋ヶ瀬堰で取った、埼玉県の大久保浄水場と、それから、東京都水道局の朝霞浄水場のところが一番の取口になると思います。

今日の説明でもありましたが、埼玉県の流域の終末処理場が荒川の一番南にあって、再生水というのは、彩湖の北側を通って荒川本水路に入ります。2)の危機時において必要な水を確保するための再生水の利用というのは、極めて私は重要だと思うんですけど、そのときにすぐに、危機的な渇水のとときに終末処理場の再生水を彩湖のほうに持ってくる、あるいは、浄水場に持ってくるような形で作れないかどうかというのが1つ、今日のご説明の中にも図にあったんですけど、ネットワークとして。その辺を教えていただければと思います。

それで、②のところは、もう少し同じ局として、何か文言がもう少しあると、首都圏の水がめとしてありがたい、パンチが効くのではないかと思った次第です。よろしく申し上げます。

【渡邊分科会長】 ありがとうございました。今の②については、もう少し具体的なご提案をいただけると分かりやすいかと思うのですが、どんなキーワードが加わったら分かりやすくなるとお考えでしょうか。

【石井特別委員】 そうですね。これは利根川の上流というのは群馬県から埼玉県、それで、最終的には茨城県と千葉県の霞ヶ浦まで伸びてきますので、そういったところの中で、やはり処理場の役割というのは非常に大きい。そのまま処理水を放流してしまっているので、渇水時には放流する最終水を飲料用、あるいは、水道用水でも工業用水でもいいですけど、瞬時に使える、そういう仕組みがあるのかなのか、その辺を教えてもらって、その前提条件の中で文章のほうも少し強力に増すことができるのかと思った次第です。

【渡邊分科会長】 ありがとうございました。ご提案もありました。それから、先ほど

の再生水の利用についてのご説明を求められていたと思いますが、事務局、いかがですか。

【竹島水資源計画課長】 まず、ご質問の彩湖の再生水の利用がもう少しできないかという部分については、状況を確認します。

【石井特別委員】 彩湖は今、再生水は入っていないですね。

【竹島水資源計画課長】 そうですね。可能かどうかについては、事実関係を確認させていただきまして、ご相談したいと思います。

【石井特別委員】 分かりました。あと、②のところもそれを受けて、もう少し再生水の利活用というか利用の促進は、これは全国の渇水が起こったときに、いち早く使えるというのは、一番水循環の観点からすれば再生水だと思いますので、これはシンガポールでもマレーシアでもタイでも、みんな同じようにやっていますので、そういったことも含めて、何かもう少し、新しいイノベーションというのはどんどん起こっていますので、せっかくハード、ソフト一体型のリスク管理マネジメントとうたっていますので、何か新機軸をここでぜひ再生水のところでも出していただけるとありがたいと思った次第です。

以上です。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。今、石井委員からご提案いただいたところでありますが、ほかの委員の方、今の点について何かご意見があったら伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

特に利根川・荒川部会でそこが話題になったというようなことはなかったでしょうか。今の石井のご提案だと、やっぱりここは書き足したほうが良いというご提案ですね。

【石井特別委員】 そうですね。少しだけ何か、再生水の利用促進、ただこれで3行だけだとさみしいという感じがします。だから、今回特に利根川水系、荒川水系の水資源開発基本計画なので、本当に危機時においては、瞬時に再生水を利用できるような、そういう技術、要するに、イノベーションが進んでいますので、いろいろなろ過装置というのも、ご存知のように、マクロ化だとかいろいろなところで瞬時にできるようになっていますので、ぜひともそういう最先端の技術を使って、再生水の利活用を促進することも必要であるとか、そういうことを書いていただくとすごく各都道府県も力強く感じるのではないかと思います。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。今の点に関して。

【古米特別委員】 古米ですけども、よろしいでしょうか。

【渡邊分科会長】 ご意見、どうぞ。

【古米特別委員】 どこまで書き加えるかどうかは別として、確かに、この記載だと、雨水と再生水が一緒くたになっている感じを受けてしまいます。言い換えると、渴水するときというのは、雨水利用というのは限定的な場所しか使えなくて、一方で、渴水の時というのは、再生水は非常に安定的な水源になっているというご理解をいただくという意味においては、再生水の特徴みたいなものを書くことによって、利用促進の意義と言うんですか、雨水と違うということを示すことは意味があるのではないかと私も感じます。

【渡邊分科会長】 ほか、いかがでしょうか。事務局、今のご提案に対して何かお考えありますか。

【竹島水資源計画課長】 渴水時に直接、水道用水等に使える可能性があるというご指摘かと思しますので、事実関係や、どこまで書けるかも含めて少し検討させていただければと思います。

【渡邊分科会長】 私が申し上げさせていただければ、ここの3行、一般的には全て読み込めるようには既にかかれていたと思うのですが、ご指摘のことを踏まえて、石井委員、あるいは、古米委員もおっしゃったこと含めて、ミニマムに書き換えようとする、「さらなる利用」の前に、「危機時の対応を含め」などという形で、危機時を強調することにし、その後ろに「地域のニーズ」として空間的ニーズを把握することが書いてありますが、時間的、あるいはその他の環境条件の変更にもしっかり対応するということを書くなら、その前に簡単な言葉をつけるぐらいの対応でいかがかと思いますが、どうでしょうか。

【石井特別委員】 それで結構だと思います。地域の幅広いニーズというのがいいと思います。そこをぜひ入れていただいて、それぞれの地域ごとにいろいろな条件が違いますので、今、会長がおっしゃった文言でいいと思います。

それで、あと、もう一つだけ、地域の幅広いニーズのところに、状況等に応じた活用を、利活用を積極的に推進するとか、もう少し文言にパンチが効いているところを入れていただくと、再生水はこういう渴水時はもっと重要なんだと。

古米先生がおっしゃっていただいたように、雨水は渴水に対してほとんど限定的で、供給ができないというのが一般的です。ですから、そこでは再生水の利用を期待する以外ないので、そこを新たにもう少し、文言を足していただけると皆さんもさらに、首都圏の水がめ、あるいは、首都圏の水供給として安心できるのではないかと思います。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。ひとまず、先ほど私が申し上げたことと石井委員が具体的に提案されたことをまとめると、2行目のところを、「危機時を含めさら

なる利用に向け、地域の幅広いニーズ等状況に応じた利活用を推進する」とすることではいかがでしょうか。「積極的に」を推進の前につけなくても同じ意味として読み込めるかと思えます。今、私が申し上げたのはここでの仮の案として、ほかの委員の意見を伺ってから、また最後に確認させていただこうと思いますが、それでよろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。特段のご意見はございませんでしょうか。そうしましたら、今の話題になった②の雨水・再生水のところがありますが、基本的に、この案を本分科会の計画（案）とすることにご異議ないでしょうか。

その上、今の②につきましては、先ほど私が申し上げた案をベースに、事実関係を事務局でもさらに調べるということもありましたので、文言については再度、調整させていただきたいと思えます。その文言の調整は、差し支えなければ私、分科会長に御一任させていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【渡邊分科会長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、そのようにさせていただきたいと思えます。

改めて伺います。今申し上げた点を踏まえて、この案を分科会の計画（案）とさせていただきます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。今、申し上げましたように、今の雨水・再生水のところだけでなく、事務局において、行政的な観点から用語の統一など、本文等の修正がある可能性もあります。その場合も、その点につきましても、分科会会長に一任させていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。ご異議ないと了解させていただき、そのようにさせていただきます。

今後は国土審議会の運営規則の規定により、国土審議会長のご同意をいただいた上で、国土審議会としての正式な答申となるということでございます。ありがとうございました。

それでは、これで、議事1の審議を終了させていただきます。

続きまして、議事2ですが、水資源等に関連する話題提供について、事務局からご説明いただきます。

【竹島水資源計画課長】 それでは、水資源等に関連する話題提供ということで、資料

6について、ご紹介させていただきます。

1ページ目をお願いいたします。令和2年6月に、新たな水循環基本計画を策定いたしました。令和から始まる新水戦略と銘打ったこの計画では3つの柱を立てておりまして、1つが流域マネジメントによる水循環イノベーション、2つ目が健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現、3つ目が次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承、この3つを重点的に取り組む3本柱としております。

2ページ以下に、3本柱について概要を紹介しています。2ページ目では、流域マネジメントのさらなる展開と質の向上を図ることとしておりまして、具体的には、水循環に関するアドバイザーを派遣し、流域水循環計画を新たに策定しようとしている自治体の支援を行っておりますほか、同じく自治体への支援の1つのツールとして、ノウハウ事例集の作成等を行っております。これによって全国各地で流域水循環計画の策定の推進を目指しております。

3ページ目をお願いします。こちらでは気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応を図ることとしています。大規模自然災害、あるいは危機的な渇水、それから水インフラの老朽化への対応としての戦略的な維持管理・更新、こういったものを推進することとしています。

4ページをお願いします。健全な水循環に関する普及啓発、広報及び教育と国際貢献を行うこととしております。

5ページ目をお願いします。令和2年度につきまして、水の日、水の週間の関連行事を行いました。

6ページをお願いします。このうちの水を考えるつどいにつきましては、例年は会場で行っていましたが、今回は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、YouTubeを使った配信という形式で行っています。第1部といたしまして、沖特別委員にご出演いただき、水循環入門講座を行いまして、全日本中学生、水の作文コンクールの朗読もその中に取り入れて、一般の人に分かりやすい水循環を伝えていくという取組を行いました。第2部としましては、先ほどご説明しました、新たな水循環基本計画について、今後の方向性を展望するという趣旨でのパネルディスカッションを行っております。

7ページ目をお願いいたします。水資源功労者表彰ですとか国土交通省内でのダムカレーの販売、こういった取組を行っています。

8ページ目をお願いします。これも広報の一環といたしまして、全国各地の民間の施設

に御協力いただいて、ブルーライトアップを実施いたしました。また、水の日のポスターにポケットモンスターのシャワーズを採用しまして、認知度の向上を図りました。

9ページをお願いします。ここからは災害の関係でございます。令和2年度の水インフラへの被害の概要についてご説明いたします。まず、令和2年7月豪雨ですけれども、東北から九州の広範囲におきまして、水道、工業用水道、農業用水利施設に甚大な被害が発生いたしました。

10ページ目は、令和2年7月豪雨による水道施設の被災状況ですが、約3.8万戸において断水が発生しました。

11ページ目をお願いします。これは記憶にも新しいかと思いますが、令和3年2月の福島県沖地震によりまして、約2.7万戸の断水が発生したということでございます。

12ページ目をお願いします。これは、先ほど来、議論の中でも出ておりましたが、令和元年東日本台風等によります水害を踏まえて、政府全体として、洪水の発生が予想される場合に、あらかじめ利水ダムの放流によって水位を下げて、洪水調節機能を増強する事前放流に取り組んできておりますけれども、令和2年4月に利水ダムの事前放流ガイドラインを策定いたしました。12ページと13ページ目に主な内容を示してございます。

14ページ目では、先ほども少しご議論になりましたが、損失補填制度について、現在の状況を記載しています。

15ページ目をお願いします。これは令和2年度における事前放流の実施状況について説明しています。全国122ダムで事前放流を行いまして、そのうち利水ダムは63となっております。

16ページをお願いします。これも同じように、実施状況について整理したものでございます。

17ページ目には、事前放流による効果の事例も記載しておりますので、ご参考までにご覧いただければと思います。

最後、18ページ目ですけれども、令和3年2月に特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案、流域治水関連法案と私どもは言っておりますけれども、これが閣議決定されまして、現在、国会で審議中でございます。この法案については、先ほど述べました、令和元年の東日本台風ですとか令和2年7月豪雨などの甚大な浸水被害や、今後、気候変動によって降雨量が増加して水害が頻発、激甚化することへの対処といたしまして、流域全体のあらゆる関係者が共同して取り組む流域治水を法制度の面で強化していこうと

いうものでございます。

主な内容を下に記載しておりますけれども、1つ目が流域治水の計画策定、それから体制の強化、それから2つ目が、氾濫をできるだけ防ぐための対策ということで、流域における雨水の貯留機能の強化とか、そういったものでございます。それから3つ目が、被害対象を減少させるための対策ということで、特にまちづくりの連携によりまして、住まい方を工夫することで、そもそも被害に遭うエリアになるべく住まないようにすると、こういったことを内容としております。4つ目が被害の軽減とか早期復旧復興のための対策を位置づけているところでございます。これについて、今、早期に成立を目指しているというところです。

以上で話題提供とさせていただきます。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。今、話題提供として、お話しいただきました。多分委員の皆さん、ご意見がある話題がたくさんあったかと思いますが、10分ぐらいでご質問やご意見を受けたいと思います。それで、お話にもありました利水ダムの洪水調整に関する損失補填につきましては、先ほど若林部長から補足説明もいただきましたことも合わせてご質問等あったらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。御意見でも、どうぞ、お願いいたします。よろしいでしょうか。

【立川特別委員】 それでは、1つ質問してもよろしいでしょうか。

【渡邊分科会長】 立川委員、どうぞお願いします。

【立川特別委員】 ありがとうございます。15ページの出水期における事前放流の実施状況、ありがとうございます。この中で、発電ダム、電力会社のダムがかなり事前放流をしているという結果で、初めて見ました。この放流が発電を伴ってなされたものなのか、あるいは発電とは全然関係なくゲートから放流されたものなのか、どれぐらいの割合だったかという数値はわかりますでしょうか。

【渡邊分科会長】 事務局、いいですか。

【竹島水資源計画課長】 直ちに分かるかどうかも含めまして確認して、後ほどご回答させていただきます。

【立川特別委員】 ありがとうございます。もしも分かるようでしたら、関心があります。

【渡邊分科会長】 では、また改めて整理して、情報共有していただきたいと思います。ほかいかがでしょうか。

【古米特別委員】 古米ですけれども、よろしいでしょうか。

【渡邊分科会長】 古米委員、どうぞ。

【古米特別委員】 今の資料、非常に充実した内容が記載されていると思いました。

それで、ページで言うと、9ページ、10ページ、11ページのところで、いわゆる豪雨災害だとか地震における水インフラの被害概要ということも整理されているというのは、非常に今の現状の豪雨、あるいは、地震等災害に対応するという事です。ただ、水インフラは、もともと水道と農業用水だけじゃなくて、下水道網という形で整理されているので、せっかくですので、水インフラというのを幅広く捉えて、水道以外にも下水道がどう被害を受けたのかということも一緒にまとめていただけると、水インフラと全体的に捉えていると。したがって、利用から再生に至る上下水道が一貫化しているし、農業に関する水利施設もあるんだということを整理いただくといいかと思いました。感想です。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。

【竹島水資源計画課長】 ありがとうございます。ご指摘のように、7月豪雨でも下水道は、特にポンプ場が浸水し、停止したという被害が結構ありましたので、そういったものも含めて水インフラの被害ということかと思しますので、今後の整理については、ご意見を踏まえて検討させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

【古米特別委員】 ありがとうございます。

【渡邊分科会長】 ほかいかがでしょうか。木場委員、どうぞ。

【木場委員】 ありがとうございます。18ページの一番最後の一番下の黄色枠ですが、気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現というところの数ですが、2020年度の2,092から僅か5年後で1万7,000ということで、8倍以上ですか、この数字の持っていく方、計算の仕方について説明いただければと思います。

【竹島水資源計画課長】 ここに書いてありますのが浸水想定区域を設定する河川数となっております、各河川で大規模な洪水が起こった場合に、堤防が切れたりして氾濫が起こって、それで浸水がどれぐらい起こるかということをシミュレーションして計算しております。

これまでは、国が管理する河川とか県が管理する河川で浸水想定というのをしていますが、最近では、小さな河川が多々被害を受けているということもありまして、そういった中小河川についても浸水想定をしていこうということです。計算の仕方は、大河川に比べると、もう少し簡易なやり方になってきますけれども、それを行うことで、小さな河川を

含めて一気にこれぐらいを目指して、きめ細かい浸水想定対策をしていこうと、そういうことでございます。

【木場委員】 これまでよりも中小も含めたことによって、これだけ数が増えたということですね。

【竹島水資源計画課長】 そうです。

【木場委員】 裏を返せば、中小も気候変動によって氾濫すると大変な被害を起こしているということが動機というか、それが原因ということでもあるんでしょうね。

【竹島水資源計画課長】 そうですね。中小河川でも守るべき住宅とか、そういった資産があるところで非常に被害が出ておりますので、そういったところを特に重点化していくということでございます。

【木場委員】 よく分かりました。どうもありがとうございます。

【若林水資源部長】 補足説明でございますが、同じ18ページ目の4ポツの最初に書いていますが、先ほど竹島からご説明したように、大きな河川で浸水想定ということで、氾濫したらこういったところが浸水しますとお示ししていたのですが、逆に中小河川でそういったことができていなくて、リスク情報の空白域ということで、中小河川があふれないんだと捉えられている可能性もあるので、中小も含めて氾濫するおそれがあるところは空白域をなくそうという趣旨でございます。

【木場委員】 なるほど。どうもありがとうございました。

【渡邊分科会長】 ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。

【小浦特別委員】 すいません。いいですか。

【渡邊分科会長】 小浦委員、どうぞ。ご発言ください。

【小浦特別委員】 同じ18ページで流域治水という言葉が出ています。なかなか流域治水という計画は進んでいないように思うのですけれども、そういったものを促進していく中での総合的な浸水被害対策ということが、新しい法律の考え方の中のベースにあると理解したらいいんですか。その場合の流域治水というのを、ここではどういうものとして位置づけているのか、もしよかったら教えてください。

【竹島水資源計画課長】 流域治水という言葉自体はかつてからありまして、流域治水と言っていたり、あるいは都市部ですと総合治水と言いまして、河川の整備だけではなくて、河川の外でもいわゆる調節池を作ったり、あるいは住宅地を開発するときに調整池というのを作りまして、なるべく流出を抑えようと、そういう考え方は前からあったわけで

す。

ただ、ご指摘のように十分進んでいない部分もあることもあって、流域治水の概念をさらに拡大しまして、例えば、先ほど少し触れましたが、まちづくりと連携していくですとか、あるいは、被害を軽減したり、早期復旧していくということも併せて、もう少し広い意味での流域治水、よりいろいろな関係者が一緒になって取り組むこととするのと、それを強力に進めるために、従来、必ずしも法制度に則っていなかった内容についても、法制度に乗せていく、そういう意味で、ご理解いただければと思います。

【小浦特別委員】 分かりました。滋賀県の流域治水をずっとやってきていたものなので、そういう考え方と同じなのか、けんかしているのか、そこについて広がってきたのか、その辺が気になったのでお聞きしました。

【渡邊分科会長】 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特になければ、私も1つ確認させていただきます。お願いかもしれませんが、5ページ、6ページでご説明になった、水の日、水の週間の行事で、水を考えるつどい、これは沖委員も立川委員も登壇されて話をされましたが、これは私たちにご案内いただいていたのでしょうか。ぜひお話を伺いたかったところですが、私たちの検討の対象としていることに密接に関わる活動ですから、適宜、情報を共有するようにお願いしたいと思います。

【藤川水資源政策課長】 すみません。まだ国土交通省のYouTubeサイトで見られますので、よろしくお願いたします。

【渡邊分科会長】 これに限らず、先ほどから話題となったように水インフラを広く考えるべきかと考え、関連するところがあることについては、治水も含めて、事務局は手間がかかるかと思うのですが、適宜情報を流していただけますよう、お願いしておきます。

【竹島水資源計画課長】 分かりました。

【渡邊分科会長】 他いかがでしょうか。

それでは、ないようですので、議事はここまでとさせていただきます。

先ほど、分科会として基本計画（案）をまとめさせていただきましたが、これからの計画の正式な決定に向けての進め方について、最後に改めて、事務局よりご説明いただきたいと思ひます。

【竹島水資源計画課長】 先ほど分科会長からご説明がございましたけれども、今回の案を踏まえまして、国土審議会会長への同意を得てまいります。その同意が得られましたら国土審議会会長から国土交通大臣への答申がなされることとなります。その後、関係知事

への意見聴取、関係省庁との協議など、水資源開発促進法に基づく手続を行いまして、閣議決定を経て国土交通大臣決定という手順となっております。よろしくお願ひいたします。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。今、ご説明あったようなプロセスでこれから進められるということでございます。

皆様のご協力で、ほぼ予定の時刻で進行することができまして、ありがとうございます。それでは、事務局に進行マイクをお返しします。

【藤川水資源政策課長】 渡邊分科会長、委員の皆様方、どうもありがとうございます。以上をもちまして、本日の審議は終了させていただきます。

本日の資料及び議事録につきましては、準備ができ次第、当省のホームページに掲載したいと考えております。議事録につきましては、事前に委員の皆様方に内容のご確認をいただひて掲載する予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後に水資源部長の若林よりご挨拶を申し上げます。

【若林水資源部長】 水資源部長の若林でございます。本日は熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、利根川・荒川水系のリスク管理型の水資源開発基本計画の案をとりまとめたいただきました。一部、再生水のことにつきましてご意見がございましたので、事務局として、渡邊分科会長としっかりご相談をさせていただきまして、成案にさせていただきたいと思ひます。渡邊分科会長をはじめ、委員の皆様方に心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

今後の手続につきましては、先ほど事務局からご説明したとおりでございますので、法に則って粛々と手続を進めてまいりたいと思ひます。そういった手続を進める過程におきまして、行政的観点から閣議決定に諮る文案の文章審査などがござひますので、文言として、若干修正させいただく場合があることを申し添えさせていただきます。

また、本日、多々ご指摘をいただきました点、あるいはご意見につきましては、事務局としてしっかり受け止めまして、本計画の中間点検に生かすとともに、今後、他水系の基本計画の見直しも控えておりますので、その際の参考にさせていただければと考えております。分科会の先生方には、引き続きご指導、ご鞭撻いただきますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、改めて本日のご審議に御礼を申し上げ、閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

【藤川水資源政策課長】 以上をもちまして、水資源開発分科会を閉会とさせていただきます。本日は長時間にわたり、熱心なご議論を賜りまして、誠にありがとうございました。

— 了 —